

一般社団法人石巻じちれん

定款

一般社団法人石巻じちれん定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人石巻じちれんと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、東日本大震災に起因する地域コミュニティの諸課題について関係者と協働して解決を模索し、地域住民の健全な営みと豊かさに貢献するとともに、その過程を世に知らしめることによって、わが国各所の地域コミュニティが抱える諸問題解決に資することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 東日本大震災に起因して成立した石巻市内自治組織の抱える諸問題の解決を促進する事業
- (2) 東日本大震災に起因して成立した石巻市内自治組織の運営を支援する事業
- (3) 東日本大震災に起因して成立した石巻市内自治組織とその他市内自治組織との融和協働を推進する事業
- (4) 岩手県、宮城県、福島県(東日本大震災被災三県)に所在する自治組織間の情報共有を促進する事業
- (5) 前各号に掲げる事業により得た知見を発信する事業
- (6) その他、当法人の目的を達するために必要な事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した者
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は社員総会において特に推薦された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入を継続して半年以上しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬の額又はその規定
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 当法人の目的とする事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければな

らない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の法人(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第26条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会規則によるものとする。

(名誉会長及び顧問)

第32条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、過去において当法人もしくは石巻仮設住宅自治連合会の会長職にあった者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第33条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の

日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、議事録を作成し、会長及び出席した監事は、これに署名又は記名押印をしなければならない。

(理事会規則)

第43条 理事会に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第44条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第45条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第46条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第48条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第49条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第51条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号、第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第54条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

(委員会)

第55条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第56条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 5 7 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関するその他必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 5 8 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関するその他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 2 章 附 則

(委任)

第 5 9 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 6 0 条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第 6 1 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 6 2 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- (1) 住所 宮城県石巻市蛇田字新立野 2 3 6 番地 市営新立野第二復興住宅 2-11 号
氏名 増田 敬
- (2) 住所 宮城県石巻市鹿妻南 1 丁目 2 番 1 4 号
氏名 内海 徹
- (3) 住所 宮城県石巻市新館 1 丁目 1 番 1 0 号
氏名 渡辺 富雄
- (4) 住所 宮城県石巻市大街道南 3 丁目 4 番 2 9 号
氏名 大嶋 三千代
- (5) 住所 宮城県石巻市大森字内田 1 番地 5 1 仮設大森第三団地 6-5 号
氏名 阿部 好廣
- (6) 住所 宮城県石巻市向陽町 2 丁目 1 7 番 1 2 号
氏名 山崎 信哉
- (7) 住所 宮城県石巻市開北 2 丁目 8 番 2 1 号
氏名 阿部 由記

(法令の準拠)

第63条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人石巻じちれんを設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年1月18日

設立時社員 増田 敬

設立時社員 内海 徹

設立時社員 渡辺 富雄

設立時社員 大嶋 三千代

設立時社員 阿部 好廣

設立時社員 山崎 信哉

設立時社員 阿部 由記

一般社団法人

石巻じちれん

平成 29 年度

事業報告



平成 29 年度 宮城県 NPO 等の絆力を活かした震災復興支援事業補助金

平成 29 年度 石巻市 地域づくりコーディネート事業

トヨタ財団 2016 年度国内助成プログラム【東日本大震災特定課題】

受託

平成 29 年度 事業報告
(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

一般社団法人 石巻じちれん
会長 増田 敬

I 基本方針と概要

「孤独死を無くす」「安心安全なまちづくり」を基本方針とし、平成 29 年度事業は、仮設住宅及び復興公営住宅のコミュニティ形成を集会所中心に地域への広がりを見せる事業とし、集約拠点仮設住宅 16 か所と新蛇田及び新西前沼地区で事業を行った。また、熊本地震支援関連として、視察の受け入れと、熊本県社会福祉協議会にコーディネートをお願いし、益城町、御船町、西原村の社会福祉協議会を訪問、現地のみまもり体制について情報共有を行った。

II 事業概要

平成 29 年度は、4 つの事業を柱として事業を行った。

1. 集約拠点仮設住宅でのお茶会定期開催によるコミュニティ支援事業
2. 新蛇田及び新西前沼(第二復興公営住宅)での集会所利用促進とサークル支援コミュニティ形成事業
3. 熊本地震支援事業(視察受け入れ・視察・みまもり体制及び仮設住宅自治に関する情報共有)
4. 情報発信事業(企業、支援団体、市民団体研修受け入れ、教育機関研修コーディネート及び講師、防災減災講演講師)

1. 集約拠点仮設住宅でのお茶会定期開催によるコミュニティ支援事業

(宮城県 NPO 等の絆力を活かした震災復興支援事業)平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

石巻市内仮設住宅団地住民を対象とした『つながりお茶っこ会(茶話会)』を定期開催することにより、仮設住宅団地コミュニティを維持し、住民の孤立を防止することを目的として、事業を行った。

- ・仮設の集約拠点団地 16 ヶ所にて毎週一回お茶っこ会を実施。仮設団地ごとに特性があり、住民が集まりづらい団地、あるいは、毎回 20 名近い人たちが集う団地もあった。
- ・参加者は、その団地に現在住んでいる人たちだけではなく、既に復興住宅や自立再建で退去している人たち、すなわち仮設の OB たちが参加しているケースが目立った。

つながりお茶っこ会開催概要

開催：6 か所×毎週 1 回開催 (2 時間程度)

内容：お茶など用意して歓談 カラオケにてコミュニケーション 相談

※外部ボランティア 月 1 回程度 (ものづくり交流・軽食づくり交流・演芸/音楽など)

参加者：仮設住宅住民と周辺地域、元の仮設住宅居住者

参加人数平均：全体平均 約 7 名 (1 団地約 20 世帯～50 世帯)

相談、要望

- ・催しが減って寂しい・再建先での不安(主にコミュニティについて)
- ・集会所を開けていて欲しい・お茶会を続けてほしい・再建先でも、相談に乗ってほしいなど

2. 新蛇田及び新西前沼(第二復興住宅)での集会所利用促進とサークル支援コミュニティ形成事業

・新蛇田(のぞみ野)地区つながりコーディネート事業

(石巻市地域づくりコーディネート事業)平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

住民交流促進による住民主体の事業運営組織である新蛇田第一集会所運営委員会の組織強化支援と住民自治組織の基礎となるインフォーマル組織の形成支援を行った。

新蛇田第一集会所運営委員会サポート

- ・当集会所の利用について、住民の声を反映する組織へと形成。
- ・前年度は運営委員会は年 4 回だったが、毎月開催へと委員より声があり実施。
- ・当団体のサポートは、事務中心へと変わった。
- ・定期利用団体(サークル・支援団体)の定着
 - ・のぞみ野あそぼう会開催・ヨガサークルさくら・カラオケ教室(3 月で終了)
 - ・防犯クラブ (既存サークル 10 団体ほどが集会所を中心に活動)
- ・支援団体ベビースマイル参加者より、ママさんサークル 2 団体発足
- ・新蛇田盆踊り大会実行委員に、運営委員会や団地役付きの住民も参加。
- ・集会所の催し作成(毎月(運営委員が掲示)
- ・集会所案内「つながりんくす」制作 A4 8 ページ 中綴じ 2000 部

・復興公営住宅コミュニティ形成と共助的見守り推進事業

(宮城県 NPO 等の絆力を活かした震災復興支援事業)平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

みまもり住民サークル形成並びに運営支援を行い、地域コミュニティにおける高齢者等要援護者の見守り環境を形成することを目的とし、当会の推進する「つながりカード」の普及と要援護住民相互の見守りを推進する人材育成を行った。

つながりパートナーパル(改名前つながりサポーターパル)活動サポート

- ・ミーティングの実施(毎月 2 回)
- ・「パル井戸端」実施(毎月 1 回)
- ・交流バス遠足実施(年 2 回)
- ・セミナー参加など

定期ミーティング開催

月二回(第 1・第 3 木曜日) 9 時 30 分～11 時 30 分(終了後お茶会)

新蛇田第一集会所/新立野第一集会所いずれか

内容

- ・活動内容の企画/計画(交流事業/毎月のカフェ開催/つながりカード普及など)
- ・住民として気になること共有
- ・社会福祉協議会や地域包括ケアセンター相談員と勉強会(ケーススタディ)
- ・その他、ケーススタディ(石巻じちれん相談係)

サークルメンバー 13 名 (のぞみ野地区住民 50 代～80 代 内男性 3 名)※メンバーには、あとから民生委員になった方もいます。

パル井戸端(みまもりカフェ)開催

開催：毎月第四金曜日 10時～12時 新蛇田第一集会所会議室 1.2

(4月から開催 年12回/補助期間内9回)

内容：前半 お茶会と井戸端相談会、後半 セミナー・専門家の相談会・健康体操・歌など

参加者：10名～30名 (後期から20名～30名)

協力：石巻市社会福祉協議会 蛇田地域包括ケアセンター からころステーションなど

住民交流バスで遠足

開催内容：年2回ほど(一回は、助成期間外に実施。5月に塩釜・松島へ)

10月20日(金) 交流バスツアー研修 9時～17時

9時集合 10時30分～12時30分 大崎地域創造研究会にて

「NPO活動を始めるということ・地域の取り組みについて」事務局長

(大崎地域の取り組みとして、100歳体操の実施方法について学ぶ)

セミナー参加等他

9月5日(火) 若年性認知症講演会参加 石巻市主催

12時30分出発 13時30分～16時 16時30分着

11月22日 石巻市社会福祉協議会主催フォーラム 事務局出席

啓蒙事業 1月～3月

つながりパートナーパル ご案内冊子 制作・作成

内容：つながりパートナーパルの一年間の活動を紹介。また、悩み、困りごとの相談窓口として事務局(石巻じちれん)連絡先を記載。仕様：A3判 二つ折り フルカラー 紙厚 4/6判 110k ベース 2000部

配布：のぞみ野地区全世帯(1265世帯)及び関係各所 (戸建てには配布済み)

・新蛇田地区復興公営住宅における「これは使える！！集会所」コミュニティー形成プログラム

(トヨタ財団 2016年度国内助成プログラム)平成29年4月1日～平成30年3月31日

災害公営住宅団地敷地内にある「集会所」を、住民が「集まり、会う、場所」という文字通りに活用するプロジェクトであり、入居時期が異なる隣接地域災害公営住宅、2か所の集会所で実施となった。

「新立野第一集会所」

- ・住民によるサポーターやサークルの方と相談し、毎週水曜日の午前と午後、「みんなの喫茶」という題目でコミュニティーカフェを実施。
- ・サポーターを中心に、新立野第一集会所での活動や催し、セミナーなどの要望をまとめ、実現。(計7事業企画)
- ・「七夕会」「パソコンセミナー」「健康体操」「クリスマス飾りを作る会」「集会所利用者交流会」、NPO法人にじいろクレヨン主催「クリスマス会」や「バレンタイン企画」などの会場ともなる。

「新西前沼第二集会所」

- ・2年程後発である市営新西前沼第二復興公営住宅団地会班長を中心に、月1～2回、お茶会を開催。
- ・東北大学学生ボランティアと基礎ゼミによる活動をコーディネートする。
- ・全体清掃企画をきっかけに、住民と大学生、地域サークルによる「クリスマス会」を開催した。
- ・社会福祉協議会の補助を利用し、サークル、お茶会の定期化が同時にはかれた。

3. 熊本地震支援事業(情報共有・視察事業)

(宮城県 NPO 等の絆力を活かした震災復興支援事業)

熊本県益城町を中心とした仮設住宅団地自治組織の役員との交流において、東日本大震災での経験や知恵を共有し、防災減災への取り組みに繋げた。

熊本県視察研修(取材)

目的：復興予算による補助金に頼らない、持続可能なみまもり活動のヒントを、熊本地震被災地にての活動から学ぶため

日程： 2018年1月30日～2018年2月2日

訪問先・内容：

- 御船町地域支え合いセンター・社会福祉協議会職員・支援員・自治会長・県社協
- ・地域支え合いセンターの活動とみまもりの実践について取材
益城町役場 未来トーク事務局担当職員 (活動拠点も視察)
(訪問予定ではないが、夜、益城町友救の会にて、仮設自治会長と懇談)
- ・西原村地域支え合いセンター
(社会福祉協議会支援員・県社協・中間支援団体・仮設住宅団地自治会代表
西原村での地域支え合いセンターの実務と仮設住宅住民のニーズについて取材)
- ・益城町テクノ仮設団地 キャンナス熊本
地域支え合いセンター委託団体としての活動について取材
- ・益城町テクノ仮設団地 自治会(吉村自治会長)
自治会長として、非営利団体代表としての活動と再建後の活動について(予算面と各所との関係など)

4. 情報発信事業

(企業、支援団体、市民団体研修受け入れ、教育機関研修コーディネート及び講師、防災減災講演講師)

主な講演依頼

益城未来トーク	6月30日
熊本県社会福祉協議会	9月13日
宮城県教育庁社会教育研修会	12月5日
宮城県東部教育事務所社会教育研修会	2月9日

主な研修受け入れ

三井不動産レジデンシャル新人研修	4月19日
------------------	-------

主な教育機関研修受け入れ

- 宮城県立南郷高校 1 学年研修
- 成蹊大学ボランティアスタディーツアー
- 東北大学基礎ゼミナール ボランティア学(年4回講習・通年対応)

平成 29 年度 補助金関係報告書 抜粋

(1) NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援の取組支援

事業名	仮設住宅コミュニティ維持／復興公営住宅コミュニティ形成と共助的見守り推進事業
実施期間	平成29年 7月1日から平成30年3月31日
事業内容 とスケジュール	<p>1 仮設住宅団地における『つながりお茶っこ会』推進事業</p> <p><目的></p> <p>石巻市内仮設住宅団地住民を対象とした『つながりお茶っこ会(茶話会)』を定期開催することにより、仮設住宅団地コミュニティを維持し、住民の孤立を防止することを目的とする。</p> <p><対象地域></p> <p>石巻市内の集約先となる22団地のうち、相対的に住民コミュニティの密な半島部に所在する5つの団地を除く、16の団地(渡波第1団地、万石浦団地、大橋団地、蛇田西部第1団地、蛇田西部第2団地、追波川多目的団地、飯野川校団地、南境第7団地、南境第4団地、桃生中津山団地、開成第10団地、開成第13団地、向陽団地、河北三反走り団地・河北第2団地合同、旭化成団地、相川運動公園団)</p> <p><実施手法></p> <p>その日時に集会所に行けば「誰かに出会える・誰かにつながれる」という意識を持ってもらうことを最優先に、各団地住民の希望等を調整したうえで、開催の曜日と時間を特定して実施するとともに、定期参加者の状況把握につながりうるように(いつも来ている人の顔が見えないといった住民の変調に容易に気がつくよう)週1回の定期開催とする。なお、運営については、原則当会のスタッフ1～2名とボランティアにより実施し、すでに自治会といった住民組織の失われた仮設団地の住民負担を避けつつ、住民動向の把握に努める。また、ボランティアについては当会のこれまでのネットワークを生かし、すでに復興公営住宅に転居した仮設団地自治会役員OBや現在も石巻市内で活動続ける他支援団体から募ることで、仮設住民に復興公営住宅の状況を伝え転居に伴う不安解消につなげる一方、他支援団体と仮設住民の関係性維持と情報共有等を企図している。ボランティア、協力団体として、スターバックスコーヒー株式会社や石巻専修大学の学生活動、東北大学ボランティアサークル及び講義の一環として、お茶会運営を一緒に行った。</p> <p><付記事項></p> <p>本事業にかかわるボランティア・支援団体並びに行政等関係アクターとの情報共有と意見交換のための会議を定期的実施する(助成事業年度内4回予定)。併せて本事業は震災による仮設住宅の終末期における状況並びにその対応策として、熊本地震における仮設住宅においても重要な知見と考えられるため、熊本地震による当該地域仮設自治会役員や支援団体との情報共有機会を設けた。(熊本県社協コーディネートによる石巻視察会等)</p> <p>上記をもとに、以下のとおりまとめた。</p>

仮設集約拠点団地での「つながりお茶っこ会」

仮設の集約拠点団地 16ヶ所にて毎週一回実施した。仮設団地ごとに特性があり、住民がなかなか集まらない所や毎回 20 名近い人たちが集う団地もある。参加者は、その団地に現在住んでいる人たちだけではなく、既に復興住宅や自立再建で退去している人たち、すなわち仮設の OB たちが参加しているケースも多い。

○つながりお茶っこ会開催

開催：6 か所×毎週 1 回開催（2 時間程度）

内容：お茶など用意して歓談 カラオケにてコミュニケーション 相談

※外部ボランティア 月 1 回程度（ものづくり交流・軽食づくり交流・演芸/音楽など）

参加者：仮設住宅住民と周辺地域、元の仮設住宅居住者

参加人数平均：全体平均 約 7 名（1 団地約 20 世帯～50 世帯）

相談で多かったもの

- ・催しが減って寂しい・集約で入居した世帯との関係が薄い、無い
- ・復興公営住宅に入る権利がないが、年齢、体調面などで、収入が少なく、悩んでいる
- ・再建先での不安（主にコミュニティについて）

要望で多かったもの

- ・集会所を開けていて欲しい
- ・お茶会を続けてほしい（自分たちだけで運営するのは、不安、年齢的にも難しい）
- ・再建先でも、相談に乗ってほしいなど



東北大学ボランティアサークル活動の様子
(足湯交流)

2. 復興公営住宅における住民サークル形成手法を活用した共助的見守り推進事業

<目的>

高齢化率の高い復興公営住宅団地地域において住民サークル形成並びに運営支援を行い、地域コミュニティにおける高齢者等要援護者の見守り環境を形成することを目的とする。

<対象地域>

石巻市新蛇田地区(のぞみ野・あゆみ野地区)における復興公営住宅を主たる対象地域とする。

<実施手法>

実施手法は以下の2つを予定している。

(1)とりわけ多くの高齢者に関心の高い「認知症予防」並びに「介護予防」を学び、当会の推進する「つながりカード」の普及と要援護住民相互の見守りを推進することを目的とするサークルを形成・育成し、会員募集を通じてその普及を図るとともに、サークルの会員相互の見守りさらには近隣の高齢者等要援護者の見守りへと拡大し、地域コミュニティにおける高齢者等要援護者の見守り環境を形成する。なお、当該サークルについては、昨年度当助成により当会が育成し、のぞみ野地区住民を中心として形成された『つながりサポーター「パル」』をコアとし、その運営支援を通じて参加者の拡大を図るとともに、同様のサークルをあゆみ野地区ほかの復興公営住宅に形成していくことを計画している。

(2)のぞみ野・あゆみ野地区に住民主体による音楽・軽運動等各種活動目的を持ったサークルを形成し、当該サークルと上記(1)のサークルの交流活動を通じた高齢者等要援護者の見守り環境の形成を図る。なお、当該活動については、昨年度に形成し運営が本格化している新蛇田第一集会所(のぞみ野地区に所在する大規模集会所)運営委員会を通じた各種催事等を活用することを計画している。

<付記事項>

本事業で形成・支援するサークル参加者からも仮設住宅における「つながりお茶っこ会」の運営ボランティアを募集する予定であり、特に上記(1)のサークルについては、その活動の一環として仮設における傾聴活動も行った。

○のぞみ野 つながりパートナーパル(改名前つながりサポーターパル)活動サポート

概要/内容：定期ミーティング開催

月二回(第1・第3木曜日) 9時30分～11時30分(終了後お茶会)

新蛇田第一集会所/新立野第一集会所いずれか

内容

・活動内容の企画/計画(交流事業/毎月のカフェ開催/つながりカード普及など)

・住民として気になること共有

・社会福祉協議会や地域包括ケアセンター相談員と勉強会(ケーススタディ)

・その他、ケーススタディ(石巻じちれん相談係)

サークルメンバー 13名 (のぞみ野地区住民 50代～80代 内男性3名)※メンバーには、あとから民生委員になった方もいます。

○パル井戸端(みまもりカフェ)開催

目的：高齢者介護カフェ(認知症カフェ)をモデルに、介護や社会保障、心の病、障害などに関する相談、悩みを語る場、学ぶ場として、お茶ともちよりの漬物などを囲んで、地区内の住民交流をしながら、みまもりについて考え、行動するために運営。

主催：つながりパートナーパル(サポート、補助、共催 石巻じちれん)
開催：毎月第四金曜日 10時～12時 新蛇田第一集会所会議室 1.2
(4月から開催 年12回/補助期間内9回)
内容：前半 お茶会と井戸端相談会、後半 セミナー・専門家の相談会・健康体操・歌を歌うなど
参加者：10名～30名 (後期から20名～30名)
協力：石巻市社会福祉協議会 蛇田地域包括ケアセンター からころステーションなど

○住民交流バスで遠足

目的：つながりパートナー同士の交流と研修、つながりパートナーについて知ってもらうため、地区住民に募集をする。交流と啓蒙活動の一環。

開催内容：年2回ほど(一回は、助成期間外に実施。5月に塩釜・松島へ)

10月20日(金) 交流バスツアー研修 9時～17時

9時集合 10時30分～12時30分 大崎地域創造研究会にて

「NPO活動を始めるということ・地域の取り組みについて」事務局長

・東鳴子「玉造荘」にて、自費昼食と見学(県施設)

・他、交流として、中山平見学・道の駅見学

(大崎地域の取り組みとして、100歳体操の実施方法について学ぶ)

まとめ：他地域の福祉政策や地域の非営利団体の活動や活動の仕方を学び、メンバーのモチベーションの向上につながった。また、バスで遠足をきっかけに、みまもりについて理解を示したメンバー外の方々が、パル井戸端に参加するようになった。

○他、セミナー参加等

9月5日(火) 若年性認知症講演会参加 石巻市主催

12時30分出発 13時30分～16時 16時30分着

11月22日 石巻市社会福祉協議会主催フォーラム 事務局出席

○熊本県視察研修(取材)

目的：復興予算による補助金に頼らない、持続可能なみまもり活動のヒントを、熊本地震被災地にての活動から学ぶため

日程：

2018年1月30日～2018年2月2日

1月30日 石巻～仙台空港～伊丹空港～南阿蘇空港 移動日

1月31日 午前 御船町社会福祉協議会(地域支え合いセンター)

午後 益城町役場 未来トーク取材(若者のまちづくり参加

組織)

2月1日 午前 西原村地域支え合いセンター

午後 益城町テクノ仮設団地 キャンナス東北

夜 益城町テクノ仮設団地 自治会 会長 吉村さん取材

2月2日 南阿蘇空港～伊丹空港～仙台空港 石巻 移動日

訪問先・内容：

御船町地域支え合いセンター・社会福祉協議会職員・支援員・自治会長・県社協

- ・地域支え合いセンターの活動とみまもりの実践について取材
益城町役場 未来トーク事務局担当職員
未来トークの始まりと目的、活動についてと、若者の意見を聴く場の作り方や、まちづくり参加の方法について取材(活動拠点も視察) (訪問予定ではないが、夜、益城町友救の会にて、仮設自治会長と懇談)
- ・西原村地域支え合いセンター
社会福祉協議会支援員・県社協・中間支援団体・仮設住宅自治会代表
西原村での地域支え合いセンターの実務と仮設住宅住民のニーズについて取材
- ・益城町テクノ仮設団地 キャンナス熊本
地域支え合いセンター委託団体としての活動について取材
- ・益城町テクノ仮設団地 自治会(吉村自治会長)
自治会長として、非営利団体代表としての活動と再建後の活動について(予算面と各所との関係など)

○啓蒙事業 1月～3月

つながりパートナーパル ご案内冊子 制作・作成

目的：のぞみ野地区みまもり活動のサークル発足と活動内容を周知。みまもり活動について理解をえて、一緒に活動するきっかけ、また、悩みごと、相談ごとなどの連絡先をお知らせ、早期こまりごとの解決へとつなげるために制作

内容：つながりパートナーパルの一年間の活動を紹介。また、悩み、困りごとの相談窓口として事務局(石巻じちれん)連絡先を記載。

仕様：A3判 二つ折り フルカラー 紙厚 4/6判 110k ベース 2000部

配布：のぞみ野地区全世帯(1265世帯)及び関係各所(戸建てには配布済み)

活動内容：

「つながりサポーターパル活動 ミーティング」

- ・7月6日(木) 新立野第一集会所 9月30分～11時30分
- ・今後の方針確認 集会所七夕会手伝い 社会福祉系支援団体への見学案身近で気になること
- ・7月20日(木) 新立野第一集会所 9月30分～11時30分
- ・俳諧訓練について確認 認知症の参考資料(報道)について話し合い 社協と情報共有
- ・7月28日(金) 「パル井戸端」場所 新蛇田第一集会所会議室 7月期内容

10時00分～石巻市高齢者俳諧搜索訓練参加者より報告と協議

10時30分～

お話 蛇田地域包括ケアセンターから、石巻社会福祉協議会地域福祉コーディネイター浜崎による「社会福祉の仕事とは」に変更

11時00分～

音楽つながりサポーターパル サポーターメンバー伴奏

「あの歌を唄おう」ピアノに合わせて歌いましょう。(歌詞カードあり)

お茶セット 10名分程度 茶菓子類 10名分程度 持寄りと前回メンバー徴収分より

参加者 サポーター延べ5名 他参加者3名 オブザーバー 石巻じちれん 1名 社協 2名

「つながりサポーターパル活動 ミーティング」

・8月3日(木) 新立野第一集会所 9月30分～11時30分

・若年性認知症講演会出席について バス交流とカフェ井戸端の進め方など打合せ

・8月17日(木) 新立野第一集会所 9月30分～11時30分

・地区盆踊り大会について 気になる人の情報共有

8月25日(金)「パル井戸端」場所 新蛇田第一集会所会議室 8月期内容

10時00分～ 参加者による近況報告など(座談)

10時30分～ 事例検証 ビデオ資料から、現在の認知症について理解を深める

12時00分～ お茶と持寄りの茶請けを囲んで、座談

お茶セット 10名分程度 茶菓子類 10名分程度 持寄り

参加者 サポーター7名 他参加者2名 オブザーバー 石巻じちれん 1名

「つながりサポーターパル活動 ミーティング」

9月7日(木) 新立野第一集会所 9月30分～11時30分

・若年性認知症講演会に出席しての感想とまとめ・・・サポーターからパートナーに名称変更

・バス交流について 行先などの検討

9月21日(木) 新立野第一集会所 9月30分～11時30分

・カフェ井戸端の進め方について バス交流企画会議・・・10月20日/27日いずれか 鳴子方面

9月29日(金)「パル井戸端」場所 新蛇田第一集会所会議室 9月期内容

10時00分～ 参加者による近況報告など(座談)

11時00分～ 音楽 つながりサポーターパル 西村富子

「あの歌を唄おう」ピアノに合わせて歌いましょう。(歌詞カードあり)

茶菓子を蛇田近隣のお菓子屋さんから購入に変更。蛇田地域の話題提供。

12時00分～ お茶と持寄りの茶請けを囲んで、座談

お茶セット 10名分程度 茶菓子類 10名分程度 持寄りと前回メンバー徴収分より

参加者 サポーター7名 他参加者20名 オブザーバー 石巻じちれん 1名

※チラシを新蛇田地区全戸配布に切り替える

「つながりサポーターパル活動 ミーティング」

10月5日(木) 新立野第一集会所 9時30分～12時

- ・バス交流企画について・・・鳴子決定、研修先に、大崎地域創造研究会に決める
- ・パル井戸端、地域のお菓子検討、役割分担
- ・地域について情報共有

10月19日(木) 新立野第一集会所 9時30分～12時

- ・バス交流企画 質問内容の確認、バス交流ツアー、最終募集人数確認
- ・パル井戸端内容確認 地域のお菓子決定
- ・地域の情報共有

10月20日(金) 交流バスツアー研修 9時～17時

- ・9時集合 10時30分～12時30分 大崎地域創造研究会にて
- 「NPO活動を始めるといこと・地域の取り組み」 事務局長児玉
- ・東鳴子「玉造荘」にて、自費昼食と見学(県施設)
- ・他、交流として、中山平見学・道の駅見学

(大崎地域の取り組みとして、100歳体操の実施方法について学ぶ)

10月27日(金) 「パル井戸端」 場所 新蛇田第一集会所会議室 10月期内容

10時00分～ 参加者による近況報告など(座談)

11時00分～ 情報共有と検討会

※茶菓子を蛇田近隣のお菓子屋さんから購入に変更。蛇田地域の話題提供(えくれーる シュークリーム)

12時00分～お茶と持寄りの茶請けを囲んで、座談

お茶セット 10名分程度 茶菓子類 10名分程度 持寄りと前回メンバー徴収分より

参加者 サポーター8名 他参加者3名 オブザーバー 石巻じちれん 1名

- ・つながりサポーターパル活動

「見学・研修」11月2日(木) 13時～16時 石巻 祥心会(障害者施設) 担当鈴木

参加者 10名 社会福祉協議会 1名 石巻じちれん 1名

- ・施設の成り立ち・施設案内・支援内容見学他

「つながりサポーター活動 ミーティング」

11月16日 新立野第一集会所 9時30分～12時

- ・石巻市介護福祉課より「百歳体操プレ講習説明」
- ・石巻市地域協働課より あいさつ(偶然居合わせ・地域情報共有)
- ・社会福祉協議会 浜崎 他体操について説明など
- ・近況報告 情報共有
- ・パル井戸端 打合せ 今月のお菓子選定など 住民パティシエ指導の石川珈琲に発注することに

11月24日(金) 「パル井戸端」開催 新蛇田第一集会所 11月期 内容 座談・情報共有 (初参加者が多数だったので、自己紹介と情報交換、共有) みんなで歌う キーボード メンバー西村さん

参加者 サポーター10名 他参者15名 オブザーバー石巻じちれん 1名
「つながりサポーター活動 ミーティング」

12月7日(木) 新立野第一集会所 9時30分～12時
・百歳体操の実施について、話し合い(来年度本格導入か)
・2017年の反省とパル井戸端打合せ(地域のお菓子 アンジェリーナ)

12月22日(金) 「パル井戸端」開催 新蛇田第一集会所 10時～12時 12
月期内容
・座談・情報共有・社会福祉協議会 浜崎 講和相談会 (地域のお菓子ア
ンジェリーナよりケーキ)

参加者 16名 サポーター10名 他参加者6名 社協 1名
つながりパートナーパル活動 ミーティング

1月18日(木) 新立野第一集会所 9時30分～12時
・広報冊子について
・1月26日 パル井戸端につて 赤飯饅頭を茶菓子に 役割分担
・歌を歌う
・メンバー仮設住宅お茶参加 2名3組

1月26日(金) 「パル井戸端」開催 新蛇田第一集会所 1月期 内容
座談・情報共有 パートナー中心に、傾聴 赤飯饅頭と漬物
歌を歌いましょう パートナー伴奏

参加者 サポーター10名 他参者10名 オブザーバー石巻じちれん 1名
つながりパートナーパル活動 ミーティング

2月1日(木) 新蛇田第一集会所 9時30分～12時
・広報冊子 校正案の決定
・劇団ファットブルームへの依頼内容
・2月23日 パル井戸端について内容について打合せ 茶菓子 役割分担
・仮設住宅訪問について 感想など

2月15日(木) 新立野第一集会所 9時30分～11時30分

2月17日(土) 劇団ファットブルーム講演と高齢者問題ワークショップ
役割打合せ (新立野第一集会所利用者の会として主催/別事業にて実施)

2月23日パル井戸端について・音楽に合わせた健康体操
講師 藤原澄さん

2月23日(金) 「パル井戸端」開催 新蛇田第一集会所 2月期 内容
座談・情報共有 パートナー中心に、傾聴 柚子餅子と漬物
音楽に合わせた健康体操 講師 藤原澄

参加者 サポーター10名 他参者15名

3月1日(木) 新蛇田第一集会所 9時30分～12時
・広報冊子 つながりパートナーパル 校正
・平成29年度 振り返りと来年度の活動について
・NPO 団体活動へ組織体制を目指すことに
・3月23日 パル井戸端について内容について打合せ 茶菓子 役割分担
・身近な気になることをケーススタディ

3月15日(木) 新立野第一集会所 9時30分～11時30分

	<p>3月23日(土) パル井戸端について からころステーションより 「製紙心疾患について」セミナー 依頼について打合せ</p> <p>3月23日(金) 「パル井戸端」開催 新蛇田第一集会所 3月期 内容 座談・情報共有 茶菓子 どちらやき</p> <p>からころステーションによる「こころのお話し」 精神疾患について学ぶ 講師 にじクリニック 西浦先生 (ボランティア)</p> <p>参加者 サポーター11名 他参加者9名</p>
<p>具体の成果</p>	<p>成果目標と成果</p> <p>【課題・事業の必要性】</p> <p>1 仮設住宅団地における『つながりお茶っこ会』推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度は、仮設住宅の集約の本格的進展により顔見知りの少ない新たな環境での生活を余儀なくされる住民が増加するものと予想される。一方、徐々に減少してきたとはいえ、これまでの仮設団地では集会所における定期的な住民交流の場もまま見受けられたものの、自治会役員等のコミュニティリーダーの退去が続く現在、住民交流の場が著しく減少しつつあり、これまで以上に孤立住民の増加が懸念されている。自治会等住民の自助による孤立環境の緩和に限界のある本年度は、外的支援による最低限の住民交流の場の維持は、従来以上に必要とされるものと考えられる。 2. 復興公営住宅における住民サークル形成手法を活用した共助的見守り推進事業 ・石巻市に限らず高齢化はこれからの地域における最大の課題の一つであるが、特に震災を契機として多くの住民が入居を余儀なくされた復興公営住宅団地においては高齢化率が高く、本事業の対象地域である新蛇田地区では65歳以上の割合が50%を超える団地型住宅が大部分を占めている。一方、現在石巻市で進められている「地域包括ケアシステム」では、自助並びに共助による介護予防や孤立回避が目標とされているものの、住民レベルでの具体的活動は本格化しておらず、そのモデル作りが模索されている段階であり、本事業もその一環として必要性が高いものとする。 ・石巻市地域包括ケア推進の旗手である長純一医師(当会理事)によれば、介護予防には外出し他者と交流を持つことが効果が高いとのことであり、住民の自主的参加が期待されやすい住民主体によるサークル活動の推進は、この観点からも効果があるものと想定される。 ・定期的開催していることにより、外部の支援団体からボランティア参加の申し入れがあり、タイミングの合ったお茶っこ会に参加してもらった。(スターバックスコーヒー、東北大生の 足湯、吉本興業東北事務所のお笑い芸人の公演等々・・・) ・当初企図した、新・旧住民の交流の場を提供するとの計画は余り効果が見られず、2~3ヶ所の団地に止まっている。然しながら、参加者たちからは感謝され、且つ、お茶っこ会の継続開催を熱望されており、違った意味合いでのコミュニティづくりに役立っていると考えられる。 ・つながりお茶っこ会を実施していることで、当団体を通して、研修や視察、

ボランティアをしたい方が、仮設住宅のみにとどまらず、問い合わせ、相談などが増え、被災地の今とニーズを「つなげる」効果があったと言える。

【事業成果（効果）】

<アウトプット>

1 仮設住宅団地における『つながりお茶っこ会』推進事業

- ・集約拠点団地における新規入居者と既存住民との早期の交流・融和新・旧住民の交流の場を提供するとの計画は余り効果が見られず、2~3ヶ所の団地に止まった。
- ・相対的に増加する高齢者等要援護者の居場所づくりによる孤立緩和
高齢者の居場所として、参加者たちから、お茶っこ会の継続開催を熱望されており、居場所づくりに役立ち、仮設住宅内の情報共有の場となり、結果、孤立緩和となった。
- ・支援団体・行政等関係アクターとの情報共有
定期的を開催していることにより、外部の支援団体や社会福祉協議会の支援員など、お茶会に出席、社協や市の委託団体を通して、行政との情報共有がなされた。

2 復興公営住宅における住民サークル形成手法を活用した共助的見守り推進事業

- ・高齢化率の高い復興公営住宅における高齢者を中心とした共助的枠組み形成

住民みまもりサークル「のぞみ野 つながりパートナーパル」発足により、基板はできた。当団体が世話役として発足しており、ファシリテート・コーディネートの役割は、当団体職員がしている。この点は、次年度の課題となる。

- ・自治会等フォーマル組織が未整備の段階における住民交流の促進と地域コミュニティのシーズ形成

毎月行われる「パル井戸端」や交流バス遠足、他に所属しているサークル、自治会役員、民生委員がメンバーであることで、情報とお互いの場への行き来(交流)が生まれ、住民交流の促進につながっている。また、住民によるみまもりサークルなので、住民目線のニーズが容易に取得でき、ニーズに合わせて、セミナー、お茶菓子、健康体操、行きたい場所、どんな悩みでどんな人に話を聞きたいか、小回りの利く対応が可能だった。(パル井戸端の参加者が増えている)その意味で、シーズ(地域コミュニティ形成コンテンツ)形成がなされ始めたと言える。(他補助事業であるが、他集会所にてセミナー開催や、他サークルと連携して、七夕会、クリスマス会などの運営をした)

<アウトカム>

1 仮設住宅団地における『つながりお茶っこ会』推進事業

- ・世間的関心の薄い震災による仮設終末期の仮設住民の状況把握・情報集積
定期開催していることにより、ネット、新聞等を見てのボランティア参加の申し入れがあり、タイミングの合ったお茶っこ会に参加してもらった。

	<p>(スターバックスコーヒー、東北大生の 足湯、吉本興業東北事務所のお笑い芸人の公演等々・・・)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既退去住民との交流による仮設住民の転居に伴う不安解消 元当該仮設住宅住民の参加により、再建先について、情報共有がなされたが、元仮設住民が、再建先でコミュニティに溶け込めてなく、その不安解消の場となっていた。一方で、予備知識や再建先のことを知ることで、当団体スタッフ(仮設住宅元会長)などによるフォローで、現実と向き合うきっかけとなっていた。 <p>2 復興公営住宅における住民サークル形成手法を活用した共助的見守り推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムを下支えする住民主導による活動のモデル作り 活動モデルとまでは行かなかった。方向性として、住民としてできる見守りとは、変化に敏感になり、変化を感じたら専門家へ連絡、相談することが、一年間の学びや体験で、理解し始めたところだ。一方で、認知症の関心からはじまったサークルだが、障害、心の病、社会保障制度についてなど、みまもり活動に必要な知識習得、体験へと意識が進み、地域包括ケアシステムのみならず、福祉面での総合的学びから、社会福祉協議会などの地域福祉隊に準ずるサークルへと進化している。 ・サークル等インフォーマル組織活動を通じたコミュニティの担い手発掘と自治会等フォーマル組織形成のシーズづくり みまもり、高齢者問題解決のサークルであり、自分のこととして受け止め、意識の高いメンバーが集まっている。その意味で、コミュニティの担い手発掘につながっているが、高齢者も多く、メンバー増員活動に力を入れなければならない。また、自治会等フォーマル組織形成のシーズづくりに関して、自治会形成段階と重なり、戸建て住民との交流促進(メンバーが公営・戸建てより入会している)のきっかけ程度にとどまっていると考える。一方で、団地組織、自治組織に、役員としてメンバーが積極的に参加し、それらをサポートする形が、当団体の役割りとなった。(間接的にサークルサポートがメンバーのサポートとなっている)
--	---

平成 29 年度 石巻市 地域づくりコーディネート事業 実績書

団体名	一般社団法人 石巻じちれん
事業名称	新蛇田(のぞみ野)地区つながりコーディネイト事業
事業目的	<p>安心・安全なまちづくりのために</p> <p>①住民交流促進による住民主体の事業運営組織強化支援</p>

	②住民自治組織の基礎となるインフォーマル組織の形成支援
事業内容	<p>①住民交流促進による住民主体の事業運営組織強化支援事業</p> <p>1. 市営新蛇田第一集会所運営委員会をサポート 毎月開催される運営委員会定例会をはじめとする事務をサポートし、住民が課題協議に集中できる環境を整備する。</p> <p>2. 住民組織、住民対象の課題解決と組織強化につながるセミナー開催(年3回) すでに団地会などで組織運営に携わる住民より要望の多い初歩的な PC スキル講座など、住民による自律的組織運営に資する各種セミナーを開催する。</p> <p>3. 住民による行事のサポート 住民主催イベントにおいて、企画・運営等の諸サポートを行う。</p> <p>4. 住民相談対応と各種コーディネイト 住民からの様々な相談の窓口となり、関係各所と情報共有する。</p> <p>②住民自治組織の基礎となるインフォーマル組織の形成支援事業</p> <p>1. サークル等の立ち上げ・運営サポート サークル等の発足相談を受け付けることを広報し、サークル等に応じて、会則の文言から予算についてのアドバイスを個別に行う。</p> <p>2. 組織間交流の支援 サークル等の横のつながりを支援。紙媒体やSNS等を利用し、情報共有を図る。また、交流会、発表会を企画し、期末までに実施する予定とする。</p> <p>3. その他インフォーマル組織の立ち上げと運営サポート 住民間で話し合い、必要となる組織の立ち上げにかかる事務を中心にサポート。</p>
活動場所	新蛇田地区(のぞみ野)一円
事業実績	<p>5月19日 サークル支援 見守りサークル「つながりサポーターパル・バスで遠足」 塩釜神社・塩釜漁港・松島散策 参加者 20名 (協力・石巻自動車学校) 目的 見守りサークルについて、地域住民へ知ってもらいながら、住民交流と気軽に移動手段が気軽に使えず、何人かで外出できない方など、外出して住民同士の交流を目的とした。 まとめ 90歳を超える参加者あり、一般ボランティアの協力で車いすにて散策した。団地、戸建て住民の交流の場となり、生活上の悩みや困りごとなどの相談もできた。</p> <p>5月23日 集会所サポート 5月期「新蛇田第一集会所運営委員会」 新蛇田第一集会所会議室1 18時30分～20時 議題 今月の利用状況と次月の利用申請承認(以下毎月)・運営委員会だよりの改正・集会所共益費について・定期利用団体より報告とお願い(にじいろクレヨンより) ・集会所催しチラシの配布についてお願い 意見交換 ・防犯パトロールの開始について ・防犯関係について</p> <p>5月26日 サークル支援 「つながりサポーターパル」パル井戸端(見守りカフェ)開催</p>

新蛇田第一集会所 会議室 1・2 10時～12時

内容 ・講和・歌をみんなで歌う

6月19日

集会所サポート 「第1回パソコンセミナー」開催

講師 阿部桃子(石巻じちれん事務員) 10時～12時 新蛇田第一集会所 会議室 1

参加者 6名(団地会・町内会役員中心) 内容・文字入力の仕方

6月23日

サークル支援 「つながりサポーターパル」パル井戸端(見守りカフェ)開催

新蛇田第一集会所 会議室 1・2 10時～12時

内容 ・講和・歌をみんなで歌う

集会所サポート 「防災の勉強会」宮城県出前講座にて 新蛇田第一集会所

講師 危機対策課 岡島史弥 14時～15時30分 参加者 20名

7月5日

集会所サポート 6月期「新蛇田第一集会所運営委員会」

新蛇田第一集会所会議室 1 18時30分～20時

議題 今月の利用状況と次月の利用申請承認(以下毎月)・防災セミナー開催報告・10月1日 イオン植樹祭主催引き受けについて・盆踊りについて・立野第一集会所七夕会開催についてのお知らせ・役員名簿について 他
・集会所催しチラシの配布についてお願い

7月10日

集会所サポート 「第2回パソコンセミナー」開催

講師 阿部桃子(石巻じちれん事務員) 10時～12時 新蛇田第一集会所 会議室 1

参加者 8名(団地会・町内会役員中心) 内容・文字入力の仕方・画像・エクセルを使ってみる

7月25日

集会所サポート 7月期「新蛇田第一集会所運営委員会」

新蛇田第一集会所会議室 1 18時30分～20時

議題 今月の利用状況と次月の利用申請承認(以下毎月)・8月19日新蛇田盆踊り大会決定と実行委員会で決まったこと報告・7月10日パソコンセミナーについて・7月16日 笑い学会催し後に住民交流会を開催することについて

8月4日

サークル支援 「民謡を楽しむ会新蛇田盆踊り大会参加練習

新蛇田第一集会所会議室 1 10時～12時 他・盆踊り実行委員に参加/打合せ

8月6日

住民交流/サークル/集会所支援 「新蛇田盆踊り大会踊り練習」

新蛇田第一集会所会議室 1.2 参加者 30 名程 18 時～19 時 30 分

8月7日

集会所サポート/サークル支援 「新蛇田盆踊り大会実行委員会」

新蛇田第一集会所 18 時～19 時 内容 ・ 予算・人員配置・協力団体・出店の確認など

8月8日

サークル支援 「のぞみ野音楽サークル p ちゃん」練習・打合せ

新蛇田第一集会所 13 時 30 分～15 時 30 分 盆踊り大会参加/実行委員会参加について

8月9日

集会所サポート 「10 月 1 日イオン植樹祭打合せ」 新蛇田第一集会所 イオン小野/運

営委員会事務局山根・増田 13 時～14 時

8月12日

住民交流/サークル/集会所支援 「新蛇田盆踊り大会踊り練習」

新蛇田第一集会所会議室 1.2 参加者 40 名程 18 時～19 時 踊り部佐々木中心にて練習
向陽町より、踊り先生指導参加・太鼓指導(ドラマー佐久間) 新蛇田音頭練習など

8月17日

住民交流/サークル/集会所支援 「新蛇田盆踊り大会踊り練習」

新蛇田第一集会所会議室 1.2 参加者 40 名程 18 時～19 時 踊り部佐々木中心にて練習
向陽町より、踊り先生指導参加

8月18日/19日

住民交流/サークル/集会所支援 「新蛇田盆踊り大会前日準備・本番」

新蛇田第一集会所/1 号公園(のぞみ野中央公園)

前日準備(台本・資料・配置など資料作成)

当日準備 10 時～14 時 櫓組み立て、提灯設置、ごみ箱、出店など会場準備

本番 15 時～20 時 来場者延べ 500 名程 (実行委員長 増田 副実行委員長 保育園ミ
ルク相原園長 企画/音響 SRC 佐々木 司会 大石佳奈松浦 準備 運営委員会 踊り
踊り部 発表 サークル参加委員 ボランティア 恵み野ライオンズクラブ ボランテ
ィア参加委員 他)

9月5日

集会所サポート 8 月期「新蛇田第一集会所運営委員会」

新蛇田第一集会所会議室 1 18 時 30 分～20 時

議題 今月の利用状況と次月の利用申請承認(以下毎月)・9 月 9 日保育園ミルク運動会に
て使用を承認・10 月 1 日イオン植樹祭について(参加者募集と確認/9 月 20 日現場にて打
合せ) ・盆踊り大会反省会について(9 月 23 日予定開催)

9月9日

集会所サポート 保育園ミルク運動会集会所利用/公園利用

9月11日

集会所サポート 「第3回パソコンセミナー」開催

講師 阿部桃子(石巻じちれん事務員) 10時~12時 新蛇田第一集会所 会議室1

参加者8名 内容・画像処理をしてみる

9月20日

集会所サポート 「10月1日イオン植樹祭打合せ」

新立野第一集会所 14時~15時

・運営委員会事務局山根/木村/高橋/佐々木/作業分担と役割、流れ確認など

9月23日

集会所サポート 「10月1日イオン植樹祭 現場打合せ」

10時~11時 佐々木・木村・増田 イオン小野他

集会所運営サポート 「新蛇田盆踊り大会反省会」

17時~20時 新立野第二集会所 運営/企画 新蛇田第一集会所運営委員会 (予算関係
計算をサポート) 20名参加

9月26日

集会所サポート 9月期「新蛇田第一集会所運営委員会」

新蛇田第一集会所会議室1 18時30分~20時

議題 今月の利用状況と次月の利用申請承認(以下毎月)10月21日/22日選挙にて集会所
利用 ・10月1日「第二回植樹祭」について 段取り等最終打合せ(当日の流れ雨天時の
対応など)・パソコンセミナーにつてヒアリング・11月5日防災訓練について(集会所かま
どベンチを利用、チラシ配布についての分担など)

10月1日

集会所サポート 「第二回植樹祭」

10時~12時 のぞみ野内

主催 新蛇田第一集会所 イオン 後援協力 石巻市

参加者100名程

10月23日

集会所サポート 「パソコンセミナー」(臨時/本編は台風の為延期)

10時~12時 新蛇田と第一集会所 講師 阿部桃子 参加2名 内容 年賀状づくり基
礎1

10月31日

集会所サポート 10月期「新蛇田第一集会所運営委員会」

新蛇田第一集会所会議室1 18時30分～20時

議題 今月の利用状況と次月の利用申請承認(以下毎月)・11月5日「防災訓練」について
蛇田中学校より非常食提供あり/生徒の集合場所となる(簡単なワークショップと集会所を案内・事務局) ・11月24日/25日/26日 サークル発表会について協力依頼と流れ説明

11月5日

集会所サポート「防災訓練」

10時～12時 新蛇田第一集会所 内容・かまどベンチ設置・トイレベンチ設置・非常食試食
10時～11時 蛇田中学校生徒32名 11時～12時 のぞみ野住民40名程

11月9日

集会所サポート「南郷高校支援活動打合せ」

14時～15時 運営委員会事務局山根 12月15日新蛇田第一集会所にての活動について

11月13日

集会所サポート「パソコンセミナー年賀状基礎1・2」

10時～12時 新蛇田と第一集会所1・2講師 阿部桃子 参加2名 内容 年賀状づくり
基礎1・2 参加者7名

11月24日

11月25日

11月26日

集会所サポート/サークル支援「のぞみ野サークル発表会」準備/開催

11月25日13時～11月26日15時まで

参加団体展示打診サークル・団体

ヨガサークルサクラ ヨガワンポイント・活動風景など

奥津さん 小物

阿部祥子さん 切り絵

阿部けいこさん 手芸

絵てがみの会・・・作品展示

防犯サークル 活動写真など(講和)

にじいろクレヨン 活動作品と活動発表

ベビースマイル 活動報告・活動概要など

石巻じちれん 集会所・地域サポートの写真展示

ステージ発表

のぞみ野 JAZZ 倶楽部

のぞみ野民謡を楽しむ会・踊り

のぞみ野音楽サークルPちゃん

のぞみ野カラオケ教室

石巻警察署 腹話術による防犯講和

延べ 200 名来場

11 月 28 日

集会所サポート 11 月期「新蛇田第一集会所運営委員会」

新蛇田第一集会所会議室 1 18 時 30 分～20 時

議題 今月の利用状況と次月の利用申請承認(以下毎月)・サークル発表会報告・12 月 15 日南郷高校受け入れと集会所連携について報告など・12 月 9 日 京都学園大学受け入れについて(千枚漬けで住民交流について) ・ライオン講習についてお願い

12 月 9 日

集会所サポート/サークル支援「京都学園千枚漬け交流会」

新蛇田第一集会所 10 時～12 時 延べ 30 名参加

12 月 15 日

集会所サポート「南郷高校復興支援活動」

新蛇田第一集会所 12 時～14 時 30 分 ・おしるこ・野菜/花の販売/歌披露

参加者延べ 100 名程 新立野第一集会所もおしるこづくりにて利用 午前中は、生徒ゴミ拾いを行う

12 月 19 日

運営員会サポート 12 月期「新蛇田第一集会所運営委員会」

新蛇田第一集会所会議室 1 18 時 30 分～19 時 30 分

議題 今月の利用状況と次月の利用申請承認(以下毎月)・南郷高校支援活動報告・京都学園千枚漬け交流会報告 ・年末年始の集会所閉鎖について協議 ・年末年始のカギ当番について・チラシ配布のお願い

1 月 22 日

集会所サポート/サークル支援

集会所案内冊子 打合せ 「つながりんくす」制作会議 温故デザイン・事務局

1 月 30 日

集会所サポート 1 月期「新蛇田第一集会所運営委員会」

新蛇田第一集会所会議室 1 18 時 30 分～20 時

議題 今月の利用状況と次月の利用申請承認(以下毎月)・成蹊大学スタディーツアー受け入れ対応について/事務局にて 3 月カフェデモンクの活動についての承認・次期運営委員会体制について、意見交換・・・役員会に案作成

2 月 7 日

集会所サポート/サークル支援

集会所案内冊子 「つながりんくす」制作会議 温故デザイン・事務局 案の選定など
写真撮影原稿引き渡し等

2月8日・9日

集会所サポート「成蹊大学スタディーツアー受け入れ」

両日 16時～20時

2月27日

集会所サポート 2月期「新蛇田第一集会所運営委員会」

新蛇田第一集会所会議室1 18時30分～20時

議題 今月の利用状況と次月の利用申請承認(以下毎月)・来年度の集会所利用団体について
の承認(ベビースマイル定期月二回)・次期運営員の選出について役員より提案(3月期に
意見をまとめ、決定する)

3月13日

集会所サポート/サークル支援 15時～16時

集会所案内冊子 「つながりんくす」制作会議 温故デザイン・事務局 校正・原稿引き
渡しなど

3月27日

集会所サポート 2月期「新蛇田第一集会所運営委員会」

新蛇田第一集会所会議室1 18時30分～20時

議題 今月の利用状況と次月の利用申請承認(以下毎月)・4月21日東北大学ボランティア
/スタディーツアーとお茶会など相談 次期運営員の選出について役員事務局よりまとめ
提出 公営住宅より運営委員一名・町内会より戸建ての方2名を運営委員として選出求め
る ・会則の変更点整理進める

3月30日

集会所サポート/サークル支援

集会所案内「つながりんくす」納品 2000部 8p 中綴じ 配布開始

通年サポート

住民相談・サークル相談

集会所管理サポート

相談関係

団地会等の運営相談

住民相談(困窮・高齢・健康等)・・・市/社協/地域包括/地域創生財団/スイッチ/ベビー
スマイルなどへつなげる

新蛇田第一集会所運営委員会について

	<p>事務的サポートが主。書類関係の入力と印刷をサポート。議題などについては、運営委員より上げられる。(集会所利用者管理はサポート/事務局として報告等を取りまとめる)</p>
成 果	<p>新蛇田第一集会所 定期利用団体(サークル・支援団体)の定着による、参加者から口コミにて、交流の相乗効果が見えた。・・・サークル発表会開催時の参加者及び来場者の顔ぶれが新しくなった。</p> <p>新蛇田第一集会所運営委員会が、集会所の利用について、住民の声を反映する組織へと形成されている。事実上団地管理の集会所となっているが、戸建て住民の声を聴くためにどうしたらよいかという視点で、話が進められた。(前年度は運営委員会は年 4 回だったが、毎月開催へと委員より声があり実施・サポートの仕方も、事務方へと変わった)</p> <p>サークル活動の活性化 ・のぞみ野あそぼう会開催 月 2 回不定期 ・ヨガサークルさくら発足・カラオケ教室(3 月で終了) ・防犯クラブ活動のサポート ・既存サークル 10 団体ほど集会所利用 ・ベビースマイルから、ママさんサークル 2 団体、集会所利用について相談、開催へ</p> <p>住民イベントについて 新蛇田盆踊り大会実行委員に、運営委員会や役付きの住民が参加し、30 年度の自主開催について、考えるきっかけを持った。・・・意識付けができた</p> <p>住民相談から、制度や支援団体について、情報を提供、関係各所との情報共有(提供が主)により、安心な環境へ進める。</p> <p>集会所の催し 毎月掲示し、50 部以上は、集会所から住民が持っていく。・・・住民間の交流ツールに。</p> <p>集会所案内の作成・・・サークル/住民/運営委員会のニーズにより作成する</p>
課 題	<p>戸建て住民の交流に、新蛇田第一集会所が機能していない・・・広報不足とニーズ把握不足</p> <p>世代のギャップ・・・中高年、子育て世代、子供のニーズへの対応が十分ではない</p> <p>夜間の地域みまもり、防犯について、不安という声にうまく対応できていない</p>

トヨタ財団 2016 年度国内助成プログラム【東日本大震災特定課題】

完了届・実施報告書

(報告対象期間：2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日)

1. プロジェクト実施地域の概況

今回の助成プロジェクトで実施した地域の概況（人口・公営住宅の入居人数や入居者の特性・地理的特徴など）について簡潔に概況をご記入ください。

プロジェクト実施地域

- ① 宮城県石巻市蛇田字新立野 ②宮城県石巻市蛇田字新西前沼

プロジェクト実施災害公営住宅

- ① 市営新立野第一復興公営住宅 A～H 全228戸(他周辺戸建住宅) 65歳以上約半数
② 市営新西前沼第二復興公営住宅 全120戸 65歳以上約3割

地域特徴

- ① ②共に、被災を機に造成された地域。自治会形成が始まったばかり。(2018年度現在新蛇田地区は2つの自治会発足、地域の約半分をカバー。新西前沼地区は、自治会形成のアナウンスがなされる)

2. プロジェクトの実施概要

今回の助成プロジェクトで実施した活動内容についてご記入ください(400字程度、「だ・である」調)

※実施概要は当財団HPの各団体ページに助成決定時企画概要と合わせて掲載いたします。同じ内容にならないように実施したことを中心に記載してください。

災害公営住宅団地敷地内にある「集会所」を、住民が「集まり、会う、場所」という文字通りに活用するプロジェクトであり、入居時期が異なる隣接地域災害公営住宅、2か所の集会所で実施となった。

一つ目は、「新立野第一集会所」である。住民によるサポーターやサークルの方と相談し、毎週水曜日の午前と午後、「みんなの喫茶」という題目でコミュニティーカフェを実施。サポーターを中心に、新立野第一集会所での活動や催し、セミナーなどの要望をまとめ、実現していくサポートを行う場となった。

「七夕会」「パソコンセミナー」「健康体操」「クリスマス飾りを作る会」「集会所利用者交流会」、NPO法人にじいろクレヨン主催「クリスマス会」や「バレンタイン企画」などの会場ともなる。

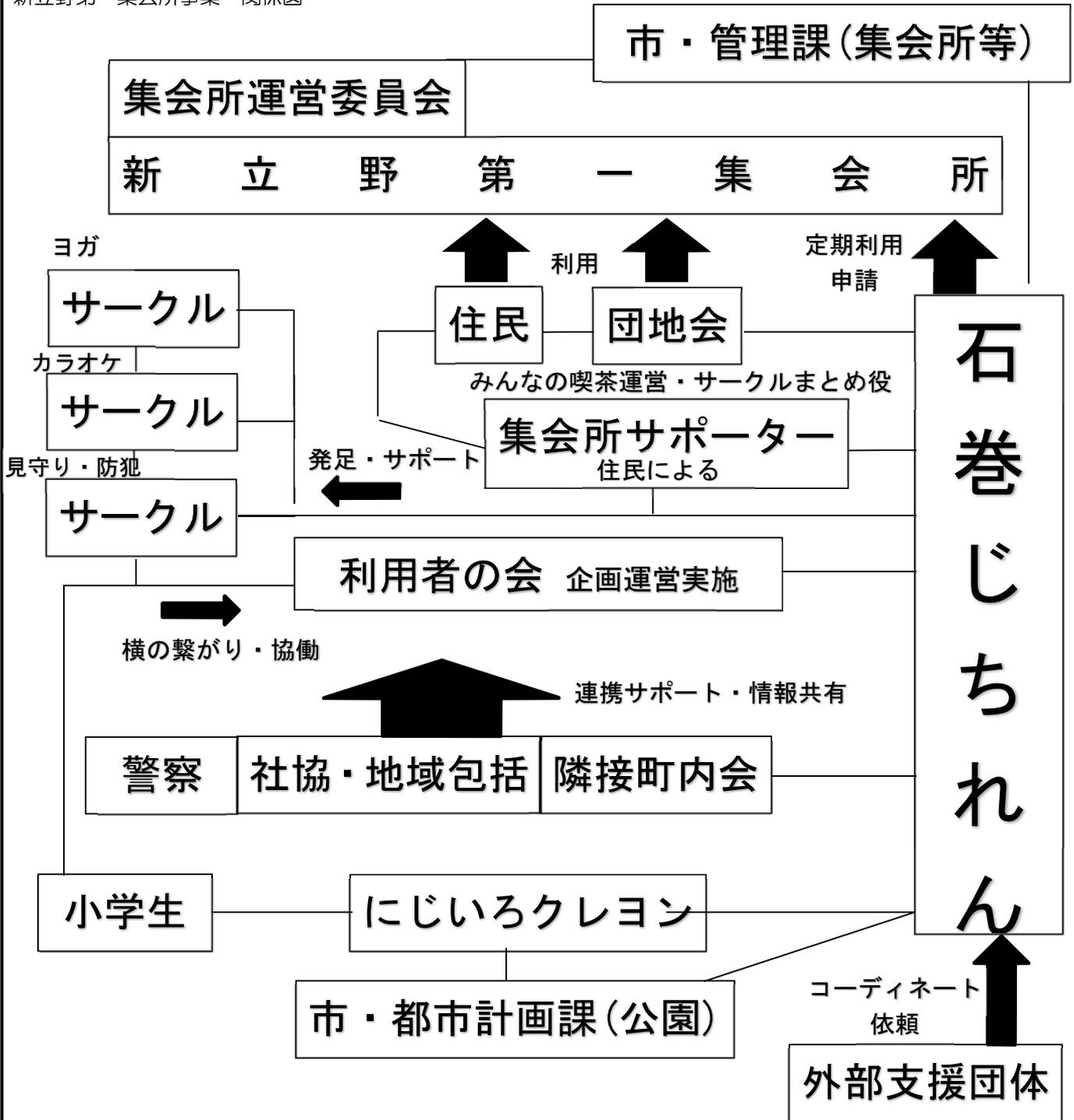
二つ目は、「新西前沼第二集会所」である。2年程後発である市営新西前沼第二復興公営住宅団地会班長を中心に、月に1～2回、お茶会を開催。他、東北大学学生ボランティアと基礎ゼミによる活動をコーディネートする。

住民全体清掃会を皮切りに、12月には、住民と大学生、地域サークルによる「クリスマス会」を開催した。

他、サークル活動補助は社会福祉協議会が受け持ち、集会所は週に一度のペースで利用されるようになった。

3. プロジェクトの実施体制・関係図

今回のプロジェクトを実施するにあたり、連携・協働・協力関係にあった地域内外の組織や他事業について、関係図を用いてご記入ください(プロジェクトにおける具体の役割・関わり方についても併せてご記入ください)



情報共有・双方向のつながりを意味します

4. プロジェクトの実施内容

助成期間中に実施された主な実施内容を時系列に沿ってご記入いただき、その結果を具体的実績（実施回数や参加人数などの具体的な数値）と合わせてご記入ください。また、プロジェクトのターニングポイントと思われる実施内容については、右端の欄に「○」印をつけ、なぜターニングポイントとなったのか、結果欄にその理由をご記入ください（「○」印は上限3つまで）。

※ページ数は必要に応じ、増やしていただいて結構です

実施内容	結果 (実績と合わせてご記入ください)	ポイント 「○」印
<p>新立野第一集会所</p> <p>2017.4.6(木)～2018.3.28</p> <p>「みんなの喫茶」開始 (以後、毎週水曜日午前10時～15時まで開会 9月より、10時～12時 14時30分～17時 に変更)</p> <p>内容 お茶とお菓子を用意し、住民だけでも集会所で話 ができる環境を提供。サークル活動やサークルのメ ンバー同士での交流の場となった。</p> <p>定期的集まるメンバーにて</p> <p>① ヨガサークル発足 ② セミナー・催しの企画/運営(集会所利用者の会) ③ ワークショップ実施・受け入れ ④ 地域の催し協力 などを行った。</p> <p>(6月後半より、NPO 法人にじいろクレヨンのごこ もの遊び場事業にて、雨の日などに集会所を利用。 それをきっかけに、子供とサークルなどの参加住民 との交流が始まり、9月からは、時間帯を変更し、 午後はこどものみまもりを兼ねた集会所として、活 用)</p>	<p>新立野第一集会所事業 総括的结果</p> <p>定期的に集会所を開け、そこに集まる住民が、新た にコミュニティを生み出すことが、最大の目的で あった。このことは、以下の通り実現できた。</p> <p>また、集会所の利用増加にともなう、光熱費の増加 については、約 1.2 倍となり、基本料金よりは高 くつくも、ほとんど利用しないよりは、費用対効果 的に、利用した方が効率的と分かった。</p> <p>増加分に関しては、規約の改正などにて、外部団体 等より、負担金(500円～1000円)を徴収すれば、 解決となる。(利用する団体あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みんなの喫茶」参加者5名～10名 ・サポーター(鍵開け・運営補助) 2名～3名 後半は、みんなの喫茶に関する運営なども、自主 的に行い、住民主体の形を取れた。(石巻じちれ ん担当者不在でも、事業が進行していた) ・にじいろクレヨンとの協働にて 小学生の来所者 5名～10名(通常開会時) ・サークル発足 <ul style="list-style-type: none"> ・ヨガサークル「さくら」4月17日 発足 第一・第三水曜日 午前開催(みんなの喫茶枠) ・カラオケ教室(住民に指導者がいて始まる) 7月14日(金)より、月1回～2回ペースにて 別事業「のぞみ野サークル発表会参加」 観客50名ほど(キャパ80名) ・住民会議での使用(団地毎の催しなど含む) 前年度9月から共用開始、3月まで月一回利用に 満たなかった。 ・ 	

<p>セミナー・催しの企画/運営(集会所利用者の会)</p> <p>「新立野第一集会所七夕会」 七夕飾り作成期間 6月～7月7日 七夕会 7月7日 15時～19時30分</p> <p>主催 新立野第一集会所利用者の会 新立野第一集会所運営委員会 協力 石巻じちれん</p> <p>内 容 6月～当日まで、集会所利用者やサークルが中心となって、折紙で七夕飾りを作り、7月7日当日の午後から、最終的な飾りと短冊を笹に飾り付ける。また、当日は会費 300 円にて、焼肉などの鉄板を使った焼き物を住民主体で作製、交流会を開催し、集会所内では、七夕コンサート、警察の防犯講和、花火など実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民直接利用と住民参加サークル、団体利用 ※新立野第一集会所は、複数団地会の管理となっており、鍵も、それぞれの団地会で管理している。そのため、集会所を利用する場合、いずれかの団地会に鍵をあけてもらい、住民利用の場合は、直接自分の団地会に申し込む。 ・住民直接利用及びサークルの出現 ・団地会主催事業での、石巻じちれん備品無料貸与 ・支援団体直接利用(団地会支援) <p>※新立野第一集会所を利用した支援は、前年度までほぼ無かった。 定期開催「みんなの喫茶」が及ぼした結果と効果である。</p> <p>七夕飾りづくり 6月から集会所にて実施 利用者中心に、飾りづくりで任意募集。毎回5名前後にじいろクレヨンノプレイパークにて遊びに来ていた小学生4名が、飛び入り参加七夕会にも親子で出席</p> <p>七夕会 特別警ら隊による防犯と安全講習 腹話術による楽しく分かりやすい講和 子供6名と20名くらいの参加者(切り方)</p> <p>飾りつけ 子供づれ親子・ざっと15組ほど人数にて子供20名・大人10数名 その他30名ほど</p> <p>全体 運営委員会側の参加者30名ほどのべ100名弱の参加</p>	<p>○</p>
--	---	----------

<p>沖町内会との交流清掃会 7月23日(日) 午前5時45分 市営新立野第一集会所 集合 午前6時00分 作業開始 清掃場所：集会所周辺及び道路</p> <p>新立野第一集会所クリスマス飾りづくり</p> <p>2017年10月29日(日) 9時～16時 主催 新立野第一集会所利用者の会 協力 にじいろくれわん 石巻じちれん</p> <p>内 容 当日まで、集会所利用者やサークルが中心となって、クリスマス飾りをつくりはじめ、10月29日、新立野第一集会所にて、製作会を開催。昼食にカレーを住民主体で作り、子供から大人まで、楽しく製作会を通して交流を持ち、午後には吹奏楽のミニコンサートも開催した。</p>	<p>参加者 20名 隣の沖町内会の清掃に合わせて開催。 小雨のため、町内会は各班にて清掃を終えていたので、新立野第一集会所と町内の境である道端の草刈りを行った。町内会長も一緒に活動し、交流のきっかけとなった。また、普段は出てこない団地の男性も参加したことで、集会所はみんなのものという認識が、更に深まった。</p> <p>市営新立野第一集会所を利用している住民やサークルと、集会所を運営している団地会組織「新立野第一集会所運営委員会」による、新立野地区住民交流の一環として、集会所と集会所敷地内にて2017年10月29日(日)に、クリスマス飾りづくりを企画した。</p> <p>協力 にじいろクレヨン 石巻専修大学吹奏楽研究会 参加者30名 運営含むと約50名 (カレーづくりは、集会所利用サークル担当 住民キーマン二名により運営)</p> <p>12月に予定される、にじいろクレヨンコーディネートの「クリスマス会」と連動することで、大人だけでなく子供を含んだ交流となり、若い世代の地域交流参加が課題だった前年度の課題解決の糸口を作った。</p> <p>また、地域の大学サークル参加は、継続的な活動のヒントとなった。(前例を作った)</p>	
---	---	--

<p>集会所でプラモデルをつくろう！ 1月20日(土) 18時30分 スタート 場所 新立野第一集会所</p> <p>主催 市営新立野第一集会所 協力 一般社団法人石巻じちれん 講師 にしふるかわ模型クラブ 佐々木さん</p> <p>内容 用意されたプラモデルを、テーブルを囲んで、上手な作り方を教わりながら、自分好みに制作する。お茶休憩にて、お互いのことを話したし、交流にも一役買っていた。</p> <p>新立野第一集会所・ミュージックワークショップ 2月25日(日) オリジナルシェイカーづくり 10時30分～12時 ミニライブ(オリジナルシェイカーにて参加) 13時30分～14時30分 新立野第一集会所にて 主催 新立野第一集会所利用者の会 新立野第一集会所運営委員会 協力 石巻じちれん 講師 伊達バームクーヘンズ(仙台のバンド) ※のぞみ野にて、復興支援ライブ参加。</p> <p>内容 集会所を利用している住民やサークルと、新立野第一集会所運営委員会による、住民交流として、集会所にて、子供と大人と一緒に楽しめる「音楽・ミュージック」をテーマに、音楽づくり・楽器体験・楽器作りなどのワークショップと、一緒に音楽(バンド)をやってみて、講師バンドのライブを体感、ライブにも参加し、見せると観る、どちらでも楽しめる企画となった。</p>	<p>参加者 7名 高校生2名、男性5名、</p> <p>想定より少ない参加者となったが、狙い通り、普段出てこない男性参加が3名となり、広報や時間の設定に課題を残したが、つぎにつながる結果となった。 余ったプラモデルは、みんなの喫茶時に制作され、集会所に飾られている。</p> <p>ワークショップ参加者 10名 親子3名 子供1名 高校生1名 大人5名 ライブ参加者 20名</p> <p>前回の課題であった参加人数は、想定内となった。また、団地内にある集会所ということで、参加者が団地に偏る傾向があったが、戸建ての子供がライブに参加し、団地、戸建ての隔てが低い企画となった。また、子供が新立野第一集会所を利用、認知したおかげで、戸建ての若い世代に認知され始めた。</p> <p>音楽というコンテンツの有用性は、広く浅く、人を呼べるということが、分かった。(今回あえてポップス、ロックのバンドへ依頼。通常は、クラシックや吹奏楽が主になっていた)</p>	
---	---	--

笑って元気になる健康体操 in のぞみ野

3月17日(土) 午前10時～

新立野第一集会所にて

キャスト・講師 劇団ファットブルーム

高橋 宗義 作業療法士

長谷川 早苗 理学療法士

「笑顔になるコミュニケーション」を独特の手法と理学療法士の観点で 介護現場や高齢者に提供。認知機能進行予防エクササイズ講師

上小林 栄明

演劇集団 Gin' s Bar 所属 役者・漫才師

個性的なオヤジギャグの使い手として今回は脚本・演出を務める。

主催 新立野第一集会所利用団体

つながりサポーターパル

協力 (一社)石巻じちれん

内 容

・漫才・演劇を使ったコミュニケーションワークショップ(準備運動・体験型)

・認知予防体操(認知課題と運動課題を融合させた楽しい体操)・質問コーナー

新立野第一集会所利用者交流会

3月28日(水)

スケジュール・内容

午前11時～ 昼食会準備

午後0時～ 昼食会(シチューと稲荷)

午後1時～ ビンゴ大会

午後2時 片付け、終了

主催 新立野第一集会所利用者の会

サポート 石巻じちれん

協力 にじいろクレヨン のぞみ野第二町内会

参加者 20名

見守りサークルが主催。

サークルとしてミーティングに利用している団体。

介護、社会福祉に関する制度や、理学療法士による具体的相談ができ、専門家が住民とつながることが、安心を与えることにつながった。

また、笑いながら一緒に体を動かすことが、求められている。

他の公営住宅団地からも一名参加があり、公営住宅による違いなども話し合われた。

参加者 ヨガサークル、見守りサークル、子供支援住民、子供他 40名

集会所利用者にて完全企画運営の企画。

一年間の反省と来年度の活動について、話し合う機会となった。補助終了後も、定期的な活動やミーティングに利用する希望があいつぎ、集会所内の必要なものなども、もちよりにて揃いつつ、利用方法やルールなども、利用者として考えるきっかけとなっていた。

※石巻じちれんの支援員が定期的に常駐することで、団地管理関係、住民間のトラブル、各種相談窓口としての受付係となり、関係各所へ連絡。 月3人～5人

- 他支援団体等の活動の場として

- 石巻じちれんコーディネート

新立野第一集会所を定期常用利用(水曜日は確定的に)していることで、

- 1.地域の他集会所が利用できない場合に、代替え利用する場として、

- 2.新立野第一集会所の立地、大きさ等、他支援団体が利用したい場合、

- 3.新蛇田地区(のぞみ野)での活動相談を受け、あるいは、こちらから相談した場合、などの他団体コーディネートによる活動の場、コミュニティー支援コンテンツの多種化を実現できた。

<p>新西前沼第二復興公営住宅集会所事業</p> <p>団地会役員会 4月7日(金) 18時から20時 新役員選出のための会議 石巻じちれんファシリテートにて参加</p> <p>集会所に郵便受け設置 4月29日(土) 新西前沼第二復興公営住宅集会所に郵便受け設置 ・団地会への郵送物を個人宅ではなく、集会所にした。 ・会計が郵便受けのカギを持ち、管理。</p> <p>草取りとゴミ拾い 6月4日(日) 午前7時から8時 主催 団地会 協力 石巻じちれん</p> <p>お茶会 6月15日(木) 午後2時～3時半 集会所にて 主催 団地会 共催 石巻じちれん 内容 お茶会 班長が世話役となり、団地の高齢者と交流する (団地役員は、50代～60代が中心)</p> <p>以降 ・折り紙とちぎり絵 7月26日・小さなお茶会 9月14日・お茶会 10月4日(水)</p>	<p>参加 班長 15名(新旧) 副会長・会計が決まる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所利用に関するヒアリング ・会長選出の方向性をアドバイス <p>※集会所を開ける意義はわかるが、費用などについての住民理解をどうとればいいのか、話し合った。・・・結論は、そういう話がでたら、対応すればいい。利用する場合に、掲示などを利用して、周知をすること。団地会役員の総意にて、利用に関することを決定すること。</p> <p>5月12日の会議で、会長決まる</p> <p>設置は、団地会役員(男性含む)にて行った。初の役員共同作業となる。団地会活動の中心が集会所であるという認識を、郵便受けというアイテムで、アイコン化したことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割の具体化がされた・・・鍵の管理など <p>参加人数 55名(団地世帯120) 準備期間の相談を当団体が受けながら、完全住民主体で実施。集会所利用</p> <p>参加者 15名～30名 後半に行くにしたがって増えた。</p> <p>全て、団地会役員と団地内協力者による自主運営。石巻じちれんは、企画に関する相談、団地会長への了解、情報共有を行い、サポートに徹した。(一部、外部サークル出演者として参加)</p>	<p>○</p>
--	--	----------

・お楽しみ会 11月19日 ・お茶会 11月28日(火) ・クリスマス会 12月16日(土)

草取りとゴミ拾い

8月5日(土)

主催 団地会

協力・コーディネート 石巻じちれん

東北大学ボランティアサークルコーディネイト

ゴミ拾いとお茶会

足湯提供など(東北大学ボランティアサークル)

市内一斉清掃に合わせた清掃会

9月24日(日) 午前8時~9時

主催 団地会 協力 石巻じちれん

資生堂スキンケア教室

12月14日(木) 13時~15時

講師 資生堂 三浦

内容

冬の正しいスキンケアと化粧の仕方など講習

主催 団地会 協力 石巻じちれん

お茶会と次年度相談

3月10日 10時~12時

東北大学ボランティアサークル

たこ焼きと折り紙

主催 団地会

協力 東北大学ボランティアサークル

コーディネート 石巻じちれん

その他、社協協力のお茶会やサークル支援、他支援団体の受け入れも行われるようになった。

参加者 清掃 50名 お茶会 20名
外部ボランティアを受け入れ、大学生と一緒に活動することで、参加者の層が厚くなった。

また、ボランティアを受け入れる体制も考え、その後に生かされることになる。

参加者 清掃 50名

参加者 5名

女性班長と次期女性班長が参加。時期会長候補も顔を出し、次年度の体制や方向性を相談される。(参加者人数的には課題が残ったが、参加者が少ないことから、話せることもあったようだ)

参加者 30名

新役員候補と旧役員と住民が参加

班長が世話役という形から、ボランティアが中心に世話役へと変化させ、逆に、全員が世話役であり、世話される役であるという感覚になった。

新年度の方向性が、このようなインフォーマルな場で、話されるようになった。

※当初想定していた季節のイベントは、クリスマス会のみとなってしまった。集会所の利用について、団地内で慎重に話し合わせ、結果、事業展開は鈍化したが、一方で、集会所を利用すべきことがらが共有された。

5. プロジェクトの成果

5-1. プロジェクトを通じて起こった変化について

プロジェクトを通じて地域や関係者に起こった変化(プラスの変化やマイナスの変化など)についてご記入ください。

新立野、新西前沼のプロジェクト共に、「集会所を〇〇で利用する」の〇〇を主体として考え、結果、自分の住んでいる地区のことを話し合うことになった。そのことは、「現状の確認」となり、不安、不満を吐き出す場にもなった。これらを解決するための方法を、当団体と一緒に動くことで経験し、不安、不満のままにするのではなく、解決する「方法」を探ること、相談することを体験することになった。

集会所を利用するということは、「経費はどうする」「誰が鍵を開ける」などの課題を解決する「目的」を共有することが必要で、自主的に解決していく経験を、この一年でできた。それが、他の問題に関して解決するヒントになり、問題を問題と認識できることが、コミュニティ形成の一歩となり、成果と言える。

5-2. 最も重要な変化のエピソードについて

「復興公営住宅におけるコミュニティづくり」の観点から、今回のプロジェクトを通じて起こったとされる地域や個人の変化の中で、最も重要と思われるエピソードを教えてください。

・住民の代表と一緒に一つのことを準備し、自分の役割を認識して共同作業することが実証できた。参加費をつくるイベントで、70人を超える参加者があり、集会所に初めて入った方が大半で、子供を持つ親とのコミュニケーションも、初めて取れた。協力団体(にしいろクレヨン・がってん塾・石巻ノート・警察など)が、協力をしあって行えたことは、住民にとっても安心材料となった。また、準備から片づけまで、運営側はもちろんのこと、初めて手伝うとう方も現れ、新立野地区の交流イベントとしては、目的が達成されたと認識している。

・新西前沼第二の集会所を利用する機運と、団地会役員のつながりを強めたきっかけとして、郵便受けの設置が、すべての始まりであり、お茶会の自立運営のきっかけとなった。

6. 助成期間終了後の計画

助成期間終了後の継続性や展開(資金面、運営体制、事業内容など)について、すでに決定されていることがあれば、その詳細についてご記入ください。

新立野、新西前沼、どちらも集会所の運営に関して、①新役員へ引継ぎ②旧役員やサークル関係者が協力して運営していくことが確認されている。また、資金について、集会所の固定費内で利用していくことを前提に、外部利用者から利用料(光熱費として)を設定する予定。また、共同募金や、他支援団体の活動を依頼することで、イベント系の費用などを抑え、学生ボランティアの受け入れにて、お茶会の回数などを減らさずに、集会所を利用したコミュニティづくりをしていく予定だ。

正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

科 目	
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
事業収益	
受取謝金	230,455
事業収入	328,115
受取会費	120,000
受取受託収入	1,165,357
受取補助金等	
受取地方公共団体助成金	8,391,761
受取民間助成金	3,262,978
受取寄付金	
受取寄付金	2,280,820
経常収益計	15,779,486
(2) 経常費用	
事業費	
給料	10,891,939
法定福利費	1,220,464
租税公課	11,500
支払謝金	205,620
支払委託費	616,446
車両燃料費	436,122
旅費交通費	330,640
通信運搬費(携帯)	81,327
通信運搬費(郵送料)	8,702
通信運搬費(固定電話)	119,632
事務機器賃借料	323,642
会場賃借料	18,000
一般消耗品費	604,841
印刷製本費	396,811
支払手数料	108
機器賃借料	155,520
委託費	85,061
雑費	18,548
支払会費	5,000
光熱水費	200,601
管理費	
会議費	12,262
経常費用計	15,742,786
当期経常増減額	36,700
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
受取利息	48
経常外収益計	48
(2) 経常外費用	
創立費償却	27,746
過年度損益修正	29,903
雑損失	22,805
経常外費用計	80,454
当期経常外増減額	△ 80,454
当期一般正味財産増減額	△ 43,706
一般正味財産期首残高	2,342,511
一般正味財産期末残高	2,298,805
II 指定正味財産増減の部	

(1)受取補助金等	
受取地方公共団体助成金	8,391,761
受取民間助成金	3,262,978
一般正味財産への振替額	11,654,739
当期指定正味財産増減額	△ 11,654,739
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
Ⅲ 正味財産期末残高	2,298,805

貸借対照表
平成30年3月31日 (単位:円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現 金	64,034
預 金	2,748,666
助成金未収金	1,943,931
立替金	64,876
流動資産合計	<u>4,821,507</u>
資産合計	<u>4,821,507</u>
2. 繰延資産	
創立費	55,494
繰延資産合計	<u>55,494</u>
資産合計	<u>4,877,001</u>
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払給料	854,223
未払金	74,352
預り金	93,994
借入金	72,124
助成金未払金(源泉徴収)	1,480,192
未決算	11,738
流動負債合計	<u>2,586,623</u>
負債合計	<u>2,586,623</u>
III 正味財産の部	
1. 一般正味財産	<u>2,290,378</u>
正味財産合計	<u>2,290,378</u>
負債および正味財産合計	<u>4,877,001</u>